

令和2年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
4	R2.9.4	R2.11.2	実施機関が、令和2年都議会第2回定例会一般質問（令和2年6月3日）における〇〇 〇〇議員の質問に対し、答弁のために作成した以下の公文書 ・答弁案	※		1													（7条5号）都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 （7条6号）都議会は言論主義であり、議場及び委員会室での発言が公的見解である。実際の発言に際しては、質問内容に応じ、事前に作成された答弁案に必要な修正を加えて発言することから、答弁案と発言は必ずしも同一のものではない。答弁案は、議場における執行機関の発言に資するために作成されるものであり、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解または事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る関係局の各事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいて質問に関する情報を提供した議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、答弁案の作成事務に支障が生じるほか、今後の都議会における質疑応答などの円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	基地対策部基地対策担当		
5	R2.11.2	R2.11.6	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年10月31日現在）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課		
6	R2.11.4	R2.11.6	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・平成29年11月15日許可の建設業許可申請書一式	16		1					1									（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
7	R2.11.4	R2.11.9	建設業許可業者名簿（東京都知事許可 令和2年10月31日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課	
8	R2.11.5	R2.11.10	小金井市緑町〇丁目〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
9	R2.11.6	R2.11.11	建設業新規許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年8月・9月・10月分）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課	
10	R2.11.4	R2.11.13	「雨水浸透阻害行為の許可について」（整理番号：鶴雨H21第11号）に係る雨水流出抑制施設の図面一式	46	1																都市整備局都市基盤部調整課	
11	R2.10.30	R2.11.13	東村山市秋津町〇丁目〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る申出書、道に関する協定書及び協定承諾書並びに協定図（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
12	R2.11.9	R2.11.16	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類 ・第58期 決算変更届出書一式	20		1					1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
13	R2.11.10	R2.11.16	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社の以下の書類 ・第48期 決算変更届出書一式 ・平成29年11月7日提出 建設業許可申請書一式	30		1					1										（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
14	R2.11.10	R2.11.16	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和2年11月10日現在）	※	1																都市整備局市街地建築部建設業課	

令和2年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
15	R2.11.2	R2.11.18	(1) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (○株式会社一級建築士事務所 受付番号平成28年度第○○番) (2) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (○株式会社一級建築士事務所 受付番号平成29年度第○○番) (3) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (○株式会社一級建築士事務所 受付番号平成30年度第○○番) (4) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (○株式会社一級建築士事務所 受付番号令和元年度第○○番) (5) 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書 (○株式会社一級建築士事務所 受付番号令和2年度第○○番)	24		1											(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築企画課	
16	R2.11.11	R2.11.18	東京都知事許可第○○株式会社○○の以下の書類 ・第2期（平成30年5月1日～平成31年4月30日）の決算変更届一式	18		1											(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
17	R2.11.11	R2.11.18	東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 ・第49期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の変更届出書一式 ・令和2年3月期の工事経歴書（決算書に含む） ・令和2年3月期の直前3年の工事施工金額（決算書に含む） 東京都知事許可第○○号○○株式会社の以下の書類 ・第21期、第22期の決算変更届一式 ・各年度の工事経歴書（一部決算書に含む） 東京都知事許可第○○号株式会社○○の以下の書類 ・第17期（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の決算変更届一式 第17期の工事経歴書・工事施工金額（決算書に含む）	75		1											(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
18	R2.11.12	R2.11.18	東京都知事許可第○○号 ○○株式会社の以下の書類 ・第67期、66期、65期、64期、63期決算変更届出書一式 ・令和2年2月9日許可の建設業許可申請書一式	119		1											(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	

令和2年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
25	R2. 11. 24	R2. 11. 27	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・第3期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の決算変更届一式	22	1								1						(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
26	R2. 11. 13	R2. 11. 30	1 昭和23年2月3日付建都収第8号「砧土地区画整理共同施行認可について」 2 昭和26年6月29日付建都収第26号「土地区画整理地区並びに設計書及び規約の変更認可について」 3 昭和33年8月28日付32建都監収第1116号の2「事業計画変更の認可申請について」及び32建都監収第1116号「土地区画整理の事業計画変更の認可について（砧土地区画整理共同施行）」 4 平成18年1月10日付17都市整民第570号「砧土地区画整理共同施行の規約変更認可について」 5 平成21年11月16日付21都市整民第444号「砧土地区画整理共同施行の規約及び事業計画の変更認可申請書の取下げ書の受理、及び同変更認可に関する意見書について」	273	1						1	1						(7条2号)個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部区画整理課	
27	R2. 11. 24	R2. 11. 30	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和2年10月31日現在）	※	1															都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。